

振込口座事前確認サービス利用規定(MT・FD方式)(2024年12月改定)

振込口座事前確認サービス利用規定(MT・FD方式)(以下「本規定」という)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」という)が磁気テープ(MT)およびフロッピーディスク(FD)による総合振込サービス(以下「総合振込サービス」という)の契約者に対して提供する振込口座事前確認サービス(以下「本サービス」という)の利用に関して定めたものです。

本サービスの申込人(以下「契約者」という)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用することを承諾して申し込むこととし、当行がこれを承認して契約者に対して本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

1. 本サービスの内容等

(1) 本サービスの内容

本サービスは、契約者が振込を行うことを前提としてその受取人の口座(以下「振込口座」という)の有無を確認するため、契約者からの依頼に基づき、当行が振込口座について振込口座を保有する金融機関に照会するなどし、その結果を回答するサービスです。また、契約者は当行所定の方法で当行に依頼することで所定の付加情報付きの回答を受領することができます。

(2) 本サービスの取扱日

本サービスの取扱日は当行所定の取扱日とします。但し、当行はこの取扱日を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。また、契約者からの依頼が当行所定の受付可能な件数を超えた場合その他やむを得ない場合には、当行所定の取扱日であっても、契約者は本サービスを利用できないものとします。

(3) 取扱手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の取扱手数料、及び消費税が必要となります。この場合、当行は当該手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出を受けることなしに、契約者が申込書で指定した手数料決済口座から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく取扱手数料を変更できるものとします。

2. 本サービスの申込

(1) 申込資格

本サービスを申し込むことのできる契約者は、総合振込サービスの契約者に限るものとします。

(2) 申込方法

本サービスの申込にあたっては、「振込口座事前確認サービス(MT・FD方式)申込書」(以下「申込書」という)による申込が必要です。当行が申込書を受け付け、所定の手続を行ったときから、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

(3) 手数料引落口座の届出

契約者は、申込書により、本サービスの手数料決済口座を当行宛に届け出るものとします。但し、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。

3. 本サービス利用の手順

(1) 契約者は、当行所定の手続に従い、振込口座事前確認サービス依頼書兼MT・FD送付書(以下、「依頼書」とい

う)と本サービスにて確認する振込データを記録した磁気テープもしくはフロッピーディスクを当行宛に提出し、他の金融機関ならびに当行に存在する振込口座の預金種目、口座番号および受取人名の確認を当行に依頼します。

- (2) 当行は、指定された金融機関に対し振込口座の確認を依頼し、その回答結果を当行所定の方法で契約者に回答します。
- (3) 当行は、契約者による(1)項の依頼が振込を行うことを前提としない場合や不正の目的のために利用すると認められた場合には、契約者の依頼を受け付けません。この場合、これにより当行または第三者に生じた損害については、全て契約者が責任を負うものとします。

4. 本人確認

当行は、契約者が予め当行に届け出た印鑑と依頼書に使用された印影を照合し、相違ないものと確認することで契約者の本人確認を行うものとします。

5. 免責事由

(1) 振込口座の確認結果の回答内容

当行は、他の金融機関が当行に回答した結果をそのまま所定の方法により契約者に回答し、所定の期間内に金融機関から当行に回答がない場合および振込データの形式不備等により他行宛に確認依頼を行うことができない場合には確認不能である旨を回答します。当行は、他の金融機関が行った回答の内容については、責任を負いません。

(2) 本人確認手段の不正使用等

所定の方法による本人確認を経た後で行った取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、契約者が予め当行に届け出た印鑑と依頼書に使用された印影を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) その他

災害・事変・裁判所等の公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合、または当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 届出事項

(1) 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合には、貴社は当行所定の書面により当行に直ちに届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 変更事項の届出がない場合の取扱い

上記(1)に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. 解約等

(1) 解約方法

本契約は、当事者の一方の都合で、当行所定の方法で相手方に通知することによりいつでも解約することができます。解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。

(2) サービス解約事由

総合振込サービスが解約となった場合、および契約者が本規定の定め違反した場合、当行は契約者に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

8. サービスの停止及び廃止

当行は、90日前の事前の通知(当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で契約者に公表することも含むものとします)をもって本サービスの一部もしくは全部を停止し、または廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。この場合、契約者は当行に対しいさいの異議を述べず、かつ本サービスの一部もしくは全部の停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

9. 契約期間

本サービスの当初契約期間はサービス開始日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. 規定の変更

- (1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
- (2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上